省令

○総務省令第九十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）を実施するため、この省令を制定する。

平成二十七年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗

郵便法施行規則等の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条　郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十三条とし、第二十六条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項及び第二項中「第六十七条第五項」を「第六十七条第七項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（料金の届出）

第二十五条　会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。）

二　実施期日

三　変更を必要とする理由

（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）

第二十六条　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金（変更に係る場合に限る。）とする。

一　郵便物の料金

二　郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金

三　郵便物の特殊取扱（法第四十四条第二項に規定する取扱いであって速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの）の料金

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　速達　法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であって、会社において郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物（この号の適用を受ける郵便物を除く。）に優先して送達するものをいう。

二　特定記録郵便　法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であって、会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいう。

三　交付記録郵便　法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であって、会社において郵便物の配達について記録するものをいう。

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条第一項」を「第二十七条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条第一項」に、「第三十一条」を「第三十三条」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（国際郵便料金の届出）」を付す。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

第四条　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。）

二　実施期日

三　変更を必要とする理由

（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）

第五条　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金（変更に係る場合に限る。）とする。

一　第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金

二　郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金（前号に掲げるものを除く。）

三　ＥＭＳの料金及び当該ＥＭＳに係る取扱いの料金

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「千円」を「八百円」に改める。

第二十一条の見出しを「（法第十六条第一項の届出を要しない料金）」に改め、同条中「第十六条第二項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十七条第三項及び第三十九条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第四十一条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に、「営業報告書」を「事業報告書」に改め、同条第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に、「営業概況報告書」を「事業概況報告書」に改める。

第四十三条中「第三十六条第三項」を「第三十七条第三項」に改める。

第四十四条第一項中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第四十七条中「第四十二条」を「第四十三条」に、「権限（法第三十三条」を「権限（法第三十四条」に、「第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条」を「第三十八条並びに法第三十九条（法第三十四条」に改め、同条ただし書中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十八条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

別表付表第二地帯の項中

『キリバス	』を『クロアチア
コソボ	』を『キリバス
クック諸島	』に、『ジャージー
』を『ジャージー	』に改め、同付表第三地帯の項中『南アフリカ共和国
』を『グルジア	』を『南アフリカ共和国
南スーダン	』に改める。